

2003年(平成15年)1月20日

国における談合事案に対する措置等に関する調査報告

大阪弁護士会・行政問題委員会

「国民訴訟シンポジウム」(平成15年1月20日)の開催にあたり、国民訴訟制度(公金検査請求制度)制定の立法事実を調査するために行った調査の結果は、以下のとおりである。

1 調査内容と対象

国・公団が発注者となっている公共事業入札において、談合が行われている事実が明らかとなり、国・公団が損害をこうむったと考えられる事案について、国・公団がどのような措置を採っているのか、もし、損害回復措置が採られていないとすれば、その理由、今後の方針等について調査を行った。

調査を行った事案は、公正取引委員会の審決データベースシステムから、平成11年以降に審決がなされた入札談合事件のうち、発注者が国等である談合事案をピックアップした。

2 調査方法 - 情報公開請求

発注者である省庁(防衛施設庁、国土交通省、防衛庁、水産庁、陸上自衛隊、林野庁)及び都市基盤整備公団に対し、情報公開法及び独立行政法人等情報公開法に基づき、当該各事件について、損害賠償請求等損害回復の措置をとったか否か、措置をとったとすればその内容がわかる資料の開示を求める情報公開請求を行った。

3 調査結果

情報公開請求に対しては、別紙調査結果一覧表・回答者番号2番の那覇防衛施設局以外は、請求対象文書は存在しないとして、文書不開示決定を行った。

那覇防衛施設局は、文書開示決定に基づき文書を公開したが、公開された文書の内容は、談合業者からの報告書、その報告をうけて行った指名入札停止命令等に関する文書で、損害賠償請求等損害回復措置に関する文書ではなかった(なお、情報公開請求手続中に、那覇防衛施設局の担当者は「損害回復措置はとっていない」と説明を行っている)。

以上の通り、いずれの調査先も損害回復措置は採っていないことが確認された。

4 調査方法 - アンケート調査

次に、これら調査先に対し、当該各事件について損害賠償の措置をとっていない理由等につき、アンケート調査を実施した(なお、アンケートに伴って電話でのヒアリング調査も行った)。

アンケート項目は、添付資料(アンケート用紙)のとおりである。

5 調査結果 - アンケート調査の結果

アンケート調査の結果は、添付資料（アンケート結果一覧表）のとおりである。

別紙調査結果一覧表・回答者番号2番の那覇防衛施設局と5番の防衛庁とは、「回答を差し控える」「回答を控える」として回答が得られなかった（ただし、2番の那覇防衛施設局については広報室長より説明を受けることができた。）。

（1）損害回復措置をとらなかった理由について

アンケート項目1番の「措置をとらなかった理由」については、6番の水産庁、8番の林野庁は、「予定価格の範囲内である」、「落札価格が著しく不当ではないので損害がない」として損害がないと回答し、3番の北海道開発局は「損害賠償額の算定が困難」、4番の都市基盤整備公団中部支社は「損害額の立証が困難」、7番の防衛庁は「損害が確定していない」とそれぞれ回答している。

なお、2番の那覇防衛施設局は、アンケートには回答しなかったが、ヒアリングに対して、担当者からは「措置をとらなかった理由は、実際のところ、他の省庁でもそのような措置はとっていないということです」との説明を受けた。

（2）職員の違法行為についての調査の有無等について

入札談合の事実につき、談合業者から報告を受けたとする4省庁等のうち、都市基盤整備公団及び林野庁は職員の違法行為の有無につき調査を行ったと回答したのに対し、北海道開発局及び水産庁は、上記のような調査は行っていないと回答した。

（3）今後、損害回復措置をとるか否かについての今後の方針について

「検討したい」、「検討中」、「引き続き検討する」などとして方針が確定しないことが明らかとなった。

なお、7番の防衛庁管理局航空機通信電子課の「談合事件により国の損害が確定した場合には損害賠償等について適切に対処したい」という回答は、「入札適正化法」をうけて制定された「適正化指針」第2・3（4）「入札談合については、談合金の授受がある場合など損害額の認定が可能な場合には、損害額の賠償の請求に努める」との規定を受けたものと考えられる。

3 まとめ

各省庁・公団では、現在でも、入札談合が明らかとなった事案において国の損害を回復する措置は取られておらず、今後の方針についても十分な検討がおこなわれず、確定されていないものである。

回答者	調査対象事件	1 措置をとらなかつた理由	2 業者からの報告	3 職員調査	4 調査結果	5 職員への措置	6 措置内容	7 今後の方針	8 7の理由	備考
1 都市基盤整備公 団	本社 経理部 経理課 集合住宅のキッチン の販売(及び取 付工事)について の談合(平成11年 (勤)第8号)	当該業者と直接契約締結し ていない	x	x				検討中	独禁法違反の事実が確 認できた場合、契約金額 の一定率を受注業者側 から徴収する旨の条項を 標準契約書に新設するこ とを検討中	
2 防衛施設庁	那覇防衛施設局 総務部 広報室 アルミニウム合金 製サッシの取付工 事についての談合 (平成11年(勤)第 4号)									回答を差し控える
3 国土交通省	北海道開発局 工 事業振興部 工 事管理課 道路区画線設置 工事についての談 合(平成11年(勤) 第11号)	損害賠償額の算定が困難		x				本省と相談してい きたい		
4 都市基盤整備公 団	中部支社 総務 部 総務課 塗装工事について の談合(平成11年 (勤)第15号)	損害額の立証の困難性、業 者が指名停止措置や課徴金 の支払をしたことを総合的に 勘案			違法行為 なし		情報管理不徹 底のため、3名 を訓告、3名を 文書厳重注意	検討中	独禁法違反の事実が確 認できた場合、契約金額 の一定率を受注業者側 から徴収する旨の条項を 標準契約書に新設するこ とを検討中	
5 防衛庁	管理局 艦船武 器課 需品室 石油等の販売につ いての談合(平成 11年(勤)第25号)									裁判継続中なので 回答を控える
6 水産庁	漁政課 船舶管 理室 石油等の販売につ いての談合(平成 12年(勤)第11号)	市況等に基づいて水産庁で 定めた予定価格の範囲内で 落札されており、市況等を踏 まえた落札価格であったと考 えられた		x				認定された内容を検討の上、必要な措置を とる方向で検討したい		
7 防衛庁(陸上自衛 隊)	管理局・航空機 通信電子課 通 信・電子システム 室 乾電池の販売につ いての談合(平成 12年(勤)第14号)	損害の有無が確定してい ない						談合事件により国 の損害が確定し た場合には損害 賠償等について 適切に対処したい		
8 林野庁	管理課 国有林野の利活 用に伴う調査、測 量等の業務につ いての談合(平成13 年(勤)第34号、35 号、36号)	落札価格が著しく不当とは 認められなかった			違法行為 なし			必要な措置について引き続き検討する		